

令和4年11月1日

株式会社 谷内工務店 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 1月 1日～令和7年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和5年 1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和4年11月 所定外労働の現状を把握
- 令和4年12月 毎週水曜日をノー残業デーとし、実施継続する事を通達
- 令和5年 1月 社内連絡用ホワイトボードに掲示し周知徹底する
- 令和5年 7月～ 実施状況を把握し、業務上やむお得不い場を除き所定外労働をしないように継続する。(毎年)

目標2：令和5年12月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。(有給取得義務5日間と他に3日間以上を取得)

<対策>

- 令和4年11月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年12月 有給休暇取得の推進を管理職に徹底を指示
- 令和5年 1月 有給休暇取得促進取り組みの開始
(本社勤務者と現場従事者とは、現実的に取得率が違う為、業務又は工期等を考慮しつつ取得促進を進めていく)
- 令和5年 7月 6か月を過ぎた時点での取得状況を確認。
取得バランスを考慮し再度徹底する。
(取得状況が良くない場合は、是正を促しできるだけ取得できるように推進する)
- 令和6年 1月～ 以後は上記1年状況確認後、同様に有給取得8日間以上を目標に推進していく。